【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第六十四条　削除

（改正前）

第六十四条　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前条第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

②　前項の規定は、証券業者が第四十条第一項、第五十七条第一項、第五十九条又は第百八十七条の規定により営業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第六十四条　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前条第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

②　前項の規定は、証券業者が第四十条第一項、第五十七条第一項、第五十九条又は第百八十七条の規定により営業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

（改正前）

第六十四条　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は第五十九条の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前条第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

②　前項の規定は、証券業者が第四十条第一項、第五十七条、第五十九条又は第百八十七条の規定により営業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十四条　第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は第五十九条の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前条第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。

②　前項の規定は、証券業者が第四十条第一項、第五十七条、第五十九条又は第百八十七条の規定により営業の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。